

(1) 条例制定の背景・必要性

（“健康課題”への対応）

・市民の標準化死亡率・お達者度は男女とも全国・福島県平均を下回る。

平成20年～24年 生活習慣病の標準化死亡率
(人口動態統計特殊報告)

県内13市中 Worst 1位～3位!!

県内13市中 最下位!!

| | がん | | 心疾患 | | 脳血管疾患 | | 65歳時の平均余命・お達者度 | | 「お達者度」健康な期間の平均(年) | | 不健康な期間の平均(年) | |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|----------------|-------|-------------------|-------|--------------|------|
| | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 |
| 全国 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 19.55 | 24.39 | 17.92 | 20.94 | 1.63 | 3.45 |
| 福島県 | 99.3 | 95.3 | 119.8 | 112.6 | 117.5 | 119.7 | 18.77 | 23.63 | 17.14 | 20.31 | 1.63 | 3.33 |
| いわき市 | 104.2 | 102.5 | 127.6 | 128.3 | 133.2 | 140 | 18.02 | 22.88 | 16.2 | 19.18 | 1.83 | 3.71 |

(平成29年度福島県保健統計の概況) (2016年福島県市町村別「お達者度」算定結果)

・がん、心疾患、脳血管疾患など、生活習慣と関わりの深い疾患が主要死因の6割を占め、心疾患、脳血管疾患等の発症の危険因子であるメタボリックシンドローム予備群が多いことや喫煙率が高いなど健康状態を示す健康指標の多くが県内の中でも低迷している状況にある。

⇒ 市民一人ひとりの主体的な健康づくり活動等の推進、その普及啓発・機運の醸成が必要。

（健康づくりを“社会全体”で支える仕組みづくり）

・生涯を通じて心身ともに健康で、いきがいをもって生活するためには、各世代の身体的特性や生活・労働環境、それぞれの健康意識や行動等を踏まえた取組みが求められる。

⇒ 乳幼児期から高齢期まで、ライフステージに応じた主体的な健康づくりを多様な主体の連携・協働により、“社会全体”で支援していく仕組みづくりが必要。

(2) 条例制定のポイント

1 多様な主体の役割の明確化と連携・協働による“共に創る”体制の構築 <<主に第4条～第9条>>

- 市民の役割をはじめ、地域団体、事業者、保健医療等関係者及び市の多様な主体の役割を明確化
- 各主体の積極的な連携・協働を促す“共に創る”体制を構築

2 市民の健康づくりの推進に関する基本的事項 <<第10条>>

- 市民の健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、本市の健康増進計画「健康いわき21」の策定規定を明確化
- 市健康増進計画の策定事項「市民の健康づくりの推進に関する基本方針」などを明記

3 市民の健康づくりの推進に関する推進体制の整備等 <<主に第11条>>

- 共創の考え方のもと、市民、企業、団体などのあらゆる主体と連携し協働することにより、市民が主体的に健康づくりに取り組むことを目的に「健康いわき推進会議」を規定
- 本市の健康増進計画「健康いわき21」の事業進捗及び見直し等をはじめ、地域の健康課題の解決に向けた各関係機関等の役割や健康経営の普及、推進に関すること等を協議



(3) 条例の概要

【1 総則】

○ 目的、定義、基本理念を規定（第1条～第3条）

- 目的：市民の健康づくりを総合的かつ計画的に推進し、市民が生涯にわたり心身ともに健康で、生き生きと生活ができる健康長寿社会の実現
- 基本理念：市民の健康づくりは市民等及び市が共に創ることを基本とし、多様な主体が相互に連携・協力して、社会環境の整備及び向上等に取り組む

○ 各主体の役割等を規定（第4条～第9条）

- 市民、地域団体、事業者、保健医療等関係者及び市の役割について規定

【2 市民の健康づくりの推進に関する基本的事項】

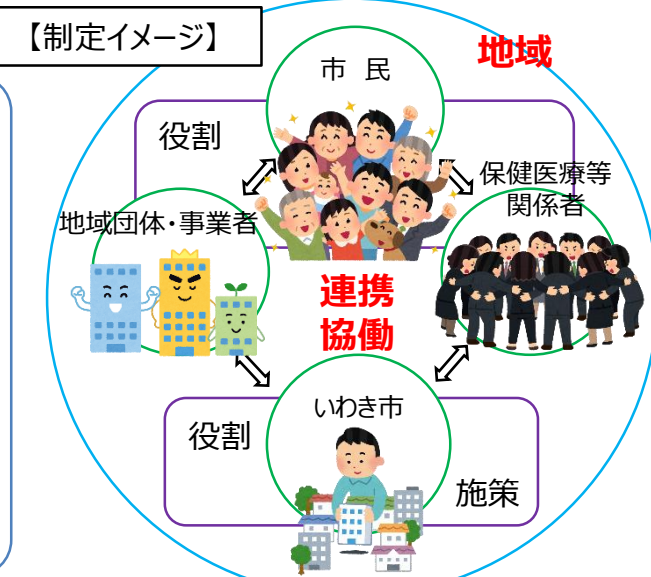
○ 市民の健康づくりの推進に関し市が講じる基本的施策を規定（第10条）

- 市民の健康づくりの推進に関する計画「健康いわき21」の策定
- 計画において、市民の健康づくりの推進に関する基本方針、指標及び目標、施策等を定めることを規定
- 計画の進行管理に合わせて「指標及び目標」について評価すること等を規定

【3 推進体制の整備等】

○ 「健康いわき推進会議」の設置等を規定（第11条～第12条）

- 計画の進捗等を調査審議する市附属機関の整備
- 所掌事務、組織、委員の任期等を規定
- 財政上の措置を講ずるよう努めることを規定



この条例は、市民、地域団体、事業者、保健医療等関係者及びいわき市が一体となって、市民の健康に関わる社会環境等の整備向上に取り組むことなどにより、“共に創る”市民主体の健康づくりを地域社会全体で推進することを「いわき市」の総意（『個人の意識から地域社会のルールへ』）として、広く宣言するものです。